

兵庫県公報

平成20年9月16日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示 ページ
平成20年兵庫県告示第672号の3 (有害がん具類等の指定)の一部改正 (男女青少年課) 1

告 示

兵庫県告示第958号の2

平成20年兵庫県告示第672号の3 (有害がん具類等の指定)の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行する。

なお、昭和42年兵庫県告示第1287号の3 (青少年愛護条例の規定により有害刃物類として指定したもの)は、平成20年9月30日限り、廃止する。

平成20年9月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

表を次のように改める。

種 類	品 名	形状、構造又は機能	指 定 理 由
刃物類	両刃ナイフ (ダガーナイフ等)	^{しのぎ} 鑷を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの	当該刃物類は、人体に危害を及ぼすおそれがある形状、構造又は機能を有するものであり、一般家庭用、学習用又は業務用として必要とするものでなく、青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められる。
	固定式のナイフ	刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあり、刃体の先端部が著しく鋭い刃物類のうち、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第17条の規定により測定した刃体の長さ(以下「刃体の長さ」という。)が6センチメートルを超えるもの(包丁、果物ナイフ、切出し、くり小刀、花小刀、ペーパーナイフ、パン切りナイフ、冷凍ナイフ、キッチンナイフ、食事用ナイフ、電工ナイフ及びカミソリナイフを除く。)	
	折りたたみ式のナイフ	通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又は柄を回転させることによって開刃させ、刃体と柄を直線的に固定させる装置を有するもので、刃体の先端部が鋭い刃物類のうち、刃体の長さが6センチメートルを超えるもの(スカウト活動用ナイフを除く。)	
	スライド式のナイフ	通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具によって刃体を柄に固定させる装置を有し、刃体の先端部が鋭い刃物類のうち、刃体の長さが6センチメートルを超えるもの(カッターナイフ及びクラフトナイフを除く。)	